

商工会議所簿記検定試験出題区分表の改定について

平成 17 年 11 月 16 日
平成 18 年 3 月 31 日一部修正

1. 基本的な考え方

日本商工会議所では、簿記検定試験の出題の基礎的な指針として、「商工会議所簿記検定試験出題区分表」(以下「区分表」と略す)を昭和 34 年 9 月に制定し、以後数度にわたり適宜改定を重ねてきたところである。しかしながら、平成 13 年 1 月の前回の改定(ただし施行は平成 14 年 4 月)以後、会計諸基準の設定・改訂および関係法令の制定・改正が相次ぎ、特に平成 17 年 6 月 29 日に参議院で可決され成立した会社法(平成 17 年法律第 86 号)が制定されたことは周知のとおりである。これらを受けて、「区分表」における出題項目の修正または追加を迫られる箇所が出現するに至っている。そこで、今回、企業会計を取り巻く環境の変化に的確に対応すべく、「区分表」を改めて見直し、出題項目の修正または追加等を行ったものである。

なお、今回の改定に際しては、表現の明確化・統一化を図る観点から、若干の字句の修正を行っている。

2. 主な改定事項

(1)「商業簿記・会計学」

出題項目	改定内容	趣 旨
第一の 1 . ア . 資産、負債、資本	「資本」を「資本(純資産)」に変更。(注 1)	「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準(案)」の公表に伴い、貸借対照表の資本の部は、純資産の部と改められたため。
第二の 2 . 売買目的有価証券	1 級に「約定日基準、修正受渡基準」を追加。	「金融商品会計に関する実務指針」の設定により、約定日基準に加え、修正受渡(日)基準が認められていることを踏まえ、出題範囲に追加した。
第二の 5 . ウ . 手形の更改(書換え)、不渡	2 級の「エ . 手形の不渡」を出題項目として独立。	手形の更改と不渡は本来別個の論点であるため、独立の項目とした。
第二の 5 . キ . 金融手形	1 級の出題項目から削除	過去の出題実績が乏しいため、削除した。
第二の 6 . ア . 貸倒引当金	3 級の「差額補充法」および 2 級の「洗替法」を削除。3 級に「実績法」、および 1 級に「財務内容評価法、キャッシュ・フロー見積法」を追加。	「金融商品に係る会計基準」および「金融商品会計に関する実務指針」の設定により、貸倒引当金の繰入額と取崩額とは相殺表示され、差額補充法に一本化されたので、差額補充法および洗替法の用語を削除した。 また、貸倒見積高の算定について、実績法(貸倒実績率法)やキャッシュ・フロー見積法、および財務内容評価法が採用されたので、出題範囲に明示した。
第二の 9 . エ . 割賦販売	1 級の「利息等の分別処理・・・」を「利息等の区分処理・・・」に変更。	「区分処理」という用語が一般的に用いられている傾向を踏まえて修正した。
第二の 1 1 . デリ バティブ、その他 の金融商品取引	1 級に「(ヘッジ会計など)」を追加。	その他の金融商品取引の一例として、ヘッジ会計を示した。
第二の 1 2 . カ . 評価替	1 級の「評価替」を「臨時償却」に変更。	臨時償却と減損損失とを区別し、出題範囲を明確にした。
第二の 1 2 . 追加 減損	1 級に「ケ . 減損」を追加。	「固定資産の減損に係る会計基準」の設定に伴い、出題範囲として新たに追加した。
第二の 1 4 . 投資 等	2 級の「投資等」を「投資その他の資産」に変更。	商法施行規則の改正に伴い、修正した。
第二の 1 8 . イ . 店主勘定	3 級の「イ . 店主勘定」を削除。	過去の出題実績が乏しいため、削除した。
第二の 2 0 . イ . 固定資産税	3 級の「固定資産税」を「固定資産税など」に変更。	印紙税や自動車税など企業活動に関連するその他の税金が存在しているため。
第二に追加 未決算	2 級に「2 2 . 未決算」を追加。	過去の出題実績を考慮して、出題範囲に含まれていることを明示した。

第三の 3 . 決算整理	1 級に「 その他有価証券の評価替など 」を追加。	その他有価証券の評価替も決算整理事項に含まれるため、出題範囲に含まれていることを明示した。
第三の 6 . ア . 仕訳帳と総勘定元帳	4 級の「 英米式 」を「 英米式決算法 」、2 級の「 大陸式 」を「 大陸式決算法 」に変更。	「 英米式決算法 」および「 大陸式決算法 」という用語が一般的に用いられている傾向を踏まえて修正した。
第三の 10 . 利益 処分計算書または 損失処理計算書	2 級の「 利益処分計算書 または 損失処理計算書 」を「 株主資本等変動計算書 」に変更。 (注 2)	「 連結株主資本等変動計算書 」に関する 会計基準(案) の公表に伴い、個別財務諸表の一つとして株主の持分の変動を示す計算書を作成することとされたため。
第四の 1 . イ . 増資・減資	2 級の「 イ . 増資・減資 」を「 イ . 増資 」とし、1 級に「 ウ . 減資 」と変更。	商法改正によって減資差益が資本準備金から削除され、「 資本金及び資本準備金減少差益 」として その他資本剰余金 に分類されるが、 その他資本剰余金 は 1 級の出題が適当であると考えられるため、減資を 2 級の範囲から除外した。
第四の 1 . カ . 自己株式	1 級の「 カ . 自己株式 」を削除し、「 5 . 自己株式 」を追加。	自己株式の取引は、 資本金 のカテゴリーではなく、 独立の項目 として取り扱うのが適当であるため。
第四の 1 . ケ .	1 級の「 ケ . ストック・オプション 」を削除。	新株予約権の取引と統合したため、削除した。
第四の 2 . 法定準備金	2 級の「 法定準備金 」を「 資本剰余金 」に変更	商法および商法施行規則の改正に伴い、 資本の部の区分 が変更されたため。
第四の 2 . イ . 利益準備金	2 級の「 イ . 利益準備金 」を削除し、1 級に「 イ . その他資本剰余金 」を追加。	商法および商法施行規則の改正に伴い、 資本の部の区分 が変更されたため。
第四の 2 . ウ . 法定準備金の取崩	1 級の「 ウ . 法定準備金の取崩 」を削除。	資本準備金 、および 利益準備金 の取崩をそれぞれの項目として示したため。
第四の 3 . 剰余金 ア . 任意積立金 イ . 未処分利益 第四の 3 . 剰余金 ア . 任意積立金 イ . 未処分利益	2 級の「剰余金」を「利益剰余金」に変更し、「ア . 利益準備金」、「イ . 任意積立金」、「ウ . その他利益剰余金」に変更。また、1 級に「利益準備金の取崩」を追加。(注 3) 2 級の「 剰余金 」を「 利益剰余金 」に変更し、「 ア . 利益準備金 」、「 イ . その他利益剰余金 」に変更。また、1 級に「 利益準備金の取崩 」および「 任意積立金の取り崩し 」を追加。 (注 3)	商法および商法施行規則の改正、ならびに「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準(案)」の公表に伴い、資本の部の区分が変更されたため。 「 貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準 」の公表に伴い、 純資産の部の区分 が整備されたため。
第四の 4 . 利益の処分または 損失の処理	2 級の「 利益の処分または損失の処理 」を「 剰余金の配当 など」に変更し、「 ア . 剰余金の配当 」「 イ . 剰余金の処分 」を追加。(注 4) また、1 級の「 中間配当 」を削除 (注 5)	会社法の制定に伴う修正。
第四の 5 . 会社の合併	2 級の「 5 . 会社の合併 」を「 6 . 」とし、1 級に「 7 . 株式交換・株式移転 」を追加。1 級の「 会社の分割、清算 」を「 8 . 会社の分割、清算 」に変更。	「 株式交換・株式移転 」も出題範囲に含まれることを明示した。「 会社の分割、清算 」は、 会社の合併 とは本来別個の論点であるため、 独立の項目 とした。
第四の 6 . 社債	2 級の「 6 . 社債 」を「 9 . 」とし、1 級の「 転換社債、新株引受権付社債 」を「 新株予約権付社債 」に変更	商法改正に伴う修正。
第四の 6 . エ . 減債基金	1 級の「 エ . 減債基金 」を削除し、「 10 . 新株予約権 」を追加。	減債基金は過去の出題実績が乏しいため、削除した。新株予約権は、商法改正に伴い出題範囲に追加した。
第六 連結会計	1 級の「 連結財務諸表 」を「 連結会計 」に変更。	出題項目との整合性を図るために標記を改めた。

第六の 7 . 連結財務諸表上の 税効果会計	1級の「7.在外子会社財務諸表項目の換算」を「8.」に「8.セグメント情報など」を「10.」とし、「7.連結財務諸表上の税効果会計」および「9.連結財務諸表、中間連結財務諸表の作成」を追加。	連結財務諸表固有の一時差異に係る税効果会計および連結財務諸表、中間連結財務諸表の作成を出題範囲として明示した。
第七 その他の企業形態の会計	1級の第七「その他の企業形態の会計」を削除。	過去の出題実績が乏しいため、削除した。
第八 企業会計原則、連結財務諸表原則、原価計算基準などの会計基準および商法、財務諸表等規則などの企業会計に関する法令	1級の第八を「第七 会計基準および企業会計に関する法令」とし、「1.企業会計原則、連結財務諸表原則、および企業会計基準などの会計諸基準・中小企業の会計に関する指針」「2.商法、会社法、商法施行規則、 会社法施行規則、会社計算規則 および財務諸表等規則などの企業会計に関する法令」に変更。(注6)	企業会計基準委員会の公表する企業会計基準などや、「中小企業の会計に関する指針」を出題範囲に追加した。また、会計諸基準と企業会計に関する法令とを別のカテゴリーに区分した。

(2)「許容勘定科目表」

資産の部 営業権	A欄の「営業権」とB欄の「のれん(暖簾)」を入れ替え、「(暖簾)」を削除。	「企業結合に係る会計基準」の設定に伴い、のれんをA欄とし、営業権はこれまで定着していたことを鑑みてB欄に残した。
資産の部 差入有価証券	削除。	「金融商品会計に関する実務指針」の設定に伴い、担保差入金融資産は貸借対照表価額を注記するに留まるため。
負債の部 未払配当金	B欄「未払株主配当金、株主配当金、配当金」のうち「株主配当金、配当金」を削除。	株主配当金および配当金は、負債の勘定科目の名称としては誤解を招く可能性があり、不適当と考えられるため、削除した。
負債の部 未払役員賞与金	B欄「未払賞与金、役員賞与金、役員賞与」のうち、「役員賞与金、役員賞与」を削除。	役員賞与金・役員賞与は費用処理することとされたことから、負債の勘定科目の名称としては不適当であると考えられるため、削除した。
負債の部 未払法人税等、 未払消費税	B欄に「未払金」を追加。	仮払法人税等、仮払消費税に仮払金勘定が許容されていることの整合を保つために許容した。
負債の部 預り有価証券	削除。	「金融商品会計に関する実務指針」の設定に伴い、担保受入金融負債は注記するに留まるため。
負債の部 修繕引当金	削除。	過去の出題実績が乏しく、特に許容する必要性が薄れたため、削除した。
資本の部	「資本(純資産)の部」に変更(注7)	「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準(案)」の公表に伴い、貸借対照表の資本の部は、純資産の部に改められたため。
資本の部 減資差益	削除。	商法改正により従来の減資差益は資本準備金から削除され、「資本金及び資本準備金減少差益」としてその他資本剰余金に分類されることとなったが、これを1級の範囲としたため削除した。
費用の部 営業権償却	A欄の「営業権償却」とB欄の「のれん(暖簾)償却」を入れ替え、「(暖簾)」を削除	「企業結合に係る会計基準」の設定に伴い、のれん償却をA欄とし、営業権償却はこれまで定着していたことを鑑みてB欄に残した。

3.留意事項

会社法関連の施行諸規則や同法関連の各種会計基準の制定・設定により、一部の用語などが変更される可能性がある。また、印の項目については、会社法が平成18年5月4日12日以降に施行されるので場合、平成19年4月1日より適用(第116回の検定試験から適用)することとする。その場合の平成18年度における経過措置は、次のとおり。

- (注1) 「資本」のまま変更なし。
- (注2) 「利益処分計算書または損失処理計算書」に読み替える。
- (注3) 「その他利益剰余金」は「任意積立金および未処分利益」に読み替える。
- (注4) 「剰余金の配当など」は「利益の処分または損失の処理」、「剰余金の配当」は「利益の処分」、「剰余金の処分」は「損失の処理」にそれぞれ読み替える。
- (注5) 「中間配当」のまま変更なし。
- (注6) 「会社法、**会社法施行規則**、および**会社計算規則**」の部分を削除する。
- (注7) 「資本」のまま変更なし。

「工業簿記・原価計算」の出題区分表は変更なし。